

The background of the slide is a grayscale photograph of a beach. In the foreground, there are gentle waves washing onto a sandy shore. In the middle ground, the ocean extends to the horizon. In the background, a coastal town with buildings is visible under a sky filled with soft, white clouds. A blue rounded rectangular box is positioned in the upper right quadrant of the image, containing the text '付属資料' in white. The box has a white border and a slight drop shadow.

付属資料

富 政 策 第 80 号
平成 17年 4月 26日

富田林市総合計画審議会
会 長 金 田 建 志 様

富田林市長 多 田 利 喜

富田林市次期総合計画の策定について(諮問)

標記の件について、貴審議会に対し、以下の理由を添えて諮問いたしますのでよろしくお願いいたします。

(理由)

本市は、昭和47年(1972年)に「富田林市総合計画基本構想」を策定し、昭和53年(1978年)にこの改定を行い、翌年の昭和54年に「基本計画」を策定しました。その後、昭和61年(1986年)には「第2次富田林市総合計画」、平成8年(1996年)には「第3次富田林市総合計画」を策定し、それぞれの将来像をめざしたまちづくりに努めてきました。その結果、公共施設の整備水準が大阪府内で高い水準に達するなど一定の成果をあげてきました。

しかし、自治体を取り巻く情勢は、少子・高齢化の進展をはじめとし地方分権の推進や低迷を続ける経済情勢のもと市税収入の減少が続くなど、行財政運営はますます厳しさを増しています。

現計画は、平成17年(2005年)を目標年次として策定され、その期間を終了することから、本市をとりまくこれらの諸情勢への確に対応し、新たな富田林市を創造するための指針となる総合計画の策定が必要となっています。

平成 18年 8月 7日

富田林市長 多 田 利 喜 様

富田林市総合計画審議会
会 長 吉 川 耕 司

第 4 次富田林市総合計画基本構想について（答申）

平成17年4月26日付富政策第80号により諮問を受けました第4次富田林市総合計画の策定について、当審議会は延べ15回にわたる審議を重ね、基本構想を別添のとおり取りまとめましたので答申します。

この第4次総合計画基本構想は、まちづくりの理念と将来像を示し、これからの富田林市のまちづくりの出発点となる重要な計画であると考えています。

そのため、本構想の実現にあたっては、審議会での意見や審議経過を十分に反映し、市民参加のもとで着実な実現に努められるようお願いいたします。

平成 19年 2月 5日

富田林市長 多 田 利 喜 様

富田林市総合計画審議会
会 長 吉 川 耕 司

第 4 次富田林市総合計画基本計画について（答申）

平成 17年 4月 26日付、富政策第 80号により諮問を受けた第 4次富田林市総合計画の策定について、当審議会では基本計画を別添のとおり取りまとめましたので答申いたします。

わが国では 21世紀に入り、地方分権を推進し市町村の自律・自治を図ることが求められており、自治体のあり方そのものが大きく変わろうとしています。

さらに全国的な人口減少期の到来とともに、少子高齢化や地球規模での環境問題など社会構造の大きな変化が進行しており、これまでの国づくりやまちづくりの考え方からの抜本的な転換が求められています。

富田林市においても、人口減少や少子高齢化といった状況をふまえた新たな政策課題が山積する中、自立した市として行政運営のあり方の見直しが必要不可欠であり、とりわけこれからの 10年間は、発想の転換や意識改革を図り、よりの確なサービスの提供に努めていかなければなりません。

そのためには、すべての市民が互いに尊重しながら、主役である市民と行政が協働してまちづくりを考え、取り組む、市民参加のしくみづくりを整えていくことが必要です。

総合計画は、こうした行政運営の方向を示す指針であるとともに、すべての市民が互いに支えあい、いきいきと健やかに暮らす、富田林市の将来像を示す青写真でもあります。当審議会はこれらのことを念頭に、多くの議論を経て基本計画を取りまとめました。

なお、基本計画の内容は下記に示す総合計画審議会委員の総意をもとにまとめられていますので、施策の推進にあたってはこれらの項目にも十分留意しながら最大の努力をされるよう申し添えます。

1. 審議会の成果について

- ① 審議会では公募による市民の参加や膨大な時間をかけて議論を行ったことなど、計画の策定経過そのものが第4次総合計画の大きな柱である「市民参加」のひとつのカタチを具現化したものであると考えます。

また、多くの時間をかけ忌憚のない意見表明や活発な議論が交わされた成果として、施策の方向性やあるべき姿のイメージの共有を図ることができ、これを反映して主体的なポリシーを示し、新たな施策へと踏み込んだ記述ができたと考えます。
- ② 施策や事業の計画および実施にあたっては、発想の転換が必要であること、また、市民との協働を重要な政策課題とすること、様々な市民の人権の実現を行政サービスの第一義の目的として常に意識すること、が共通に認識された主たる内容です。また、単なる従来施策の踏襲や実現可能な施策のみを羅列するのでは計画書としての意味をなさないとの共通認識に基づき、具体施策の記載にあたってはトライ・アンド・エラーの許容を求めるとともに、以下の検討過程を経ていきます。
 - a 施策および事業は実現可能性の大小を判断基準とせず、また網羅的であることをよしとせず、市民ニーズを認識したうえで、その必要性和効果の検討を行っています。
 - b 施策名や事業名はそれらの名称のみを狭義に捉えるのではなく、その背後にある必要性を表出したものであるとの認識のもとに、常にその必要性や実現手法について検討がなされることが期待されています。

2. 本基本計画が求める基本的なことから

- ① 富田林市におけるあらゆる計画や方針の上位計画となるものであり、すべての施策はこの基本計画に基づくことを求めています。
- ② 憲法で保障された人権の実現を念頭に、市民参加と協働のもとで実施されることを求めています。
- ③ 市民参加・協働をおこなうために不可欠な条件として、情報公開を積極的に推進すること、市民本位の行財政運営を行うために、市民が判断・評価できるレベルまで、行政の透明化を進めることを求めています。
- ④ 行政職員が市民意識を理解することの重要性に鑑み、これを促すしくみづくりを求めています。
- ⑤ 総合計画は全体を見通して、施策のウエイトを明確に宣言するものであると考えるため、限られた財政状況にあって施策の「選択と集中」を求めています。
- ⑥ 集中改革プラン、受益者負担、利用料や使用料の適正化等の検討は、公共性の確保とサービス水準の保持を担保したうえで検討されることを求めています。
- ⑦ 記載された施策や事業について、最大限の努力を払ってもなお実施不可能な場合は責任問題が生じるものではなく、「トライ・アンド・エラー」の精神を求めています。

-
- ⑧ 実施計画への移行にあたっては、市民とともにフォローアップを計画的に行い、また策定後5年を目途に時代の潮流や進捗状況を踏まえた見直しをなされることを求めています。

3. 本基本計画の読み方（構成）

- ① 序章を巻頭に据え、第2章「施策の大綱」で示した様々な施策の実施にあたっては、第1章、「人権の実現を理念とした市民参加のしくみづくり」を常に念頭に置いて取り組むものとしています。
- ② 第2章に示した施策を縦糸とし、第1章に示した理念やしくみを横糸と呼び、横糸は縦糸を横断的に織り込んでいくものとしています。
- ③ 「方向と目標」は、進むべき方向と10年間に達成すべき姿を示していますが、可能な限り早期の実現を目指すものです。
- ④ 「これからの施策」を実施するにあたり、重要な視点として5つの行動指針を設定しています。これは施策の目的や手法の検討、評価をおこなう際に、常に総合計画に示された考え方や理念を再確認するための基準となるものです。

4. 本基本計画推進にあたり行政に期待すること

審議会では、担当課との質疑も行き、委員間で共通の方向性やあるべき姿のイメージの共有を図ることができました。

しかしながら、発想や想いの部分の全てを計画書に浮き彫りにすることは技術的に困難であり、計画書に記載できなかった計画全般にわたる審議会委員の総意については下記に示すこととしました。本計画の推進には行政の全ての部署と職員の理解が不可欠であるため、市をあげて取り組んでいただくようお願いするものです。

①市民自治の必然性

昨今、福祉や環境、教育、まちづくりなどさまざまな分野での市民活動が活発に行なわれ、それらの活動が地域の社会サービスを担う主体として不可欠な存在となっているという認識をしっかりと持つことが大切です。そのような中で、日本国憲法に地方自治の本旨として示されている市民自治を実現するために、参加や協働を単に市民が参加すればよいというものとしてではなく、市民と行政が対等にまちづくりに参加、協働することが不可欠であるとの認識が必要だと考えます。

そのため、情報公開に関しても、求められてから初めて情報を公開するのではなく、オープンマインドを持ち、市民との協働をおこなうための大前提として積極的な情報提供を行ない、市民との情報の共有を図っていただきたい。

②選択と集中の必要性

今後の施策の展開については、限られた財政枠の中でコストをどこに付けるのか、

どこに重点的に配分するのか「選択と集中」が求められ、富田林市が進む方向を明確に表す必要があると思います。

そのためには、個々の部署において日常業務のなかで市民の行政ニーズを把握し、これがボトムアップの手続きで調整と意志決定の場へ示されることが必要です。また、各部署への予算配分も継続性が保証されないなか、部署単位でも施策やサービスに「選択と集中」が必要となるため、判断能力を育てていただきたい。

③安定した地域経営

団塊世代の大量退職や地方分権による個性ある自治体の増加により、市民が居住地を選択する時代が到来しています。人口の流出を回避し、税収や人材を確保して安定した地域経営を続けていくためにも、市民にとって安心できる施策と信頼できる市役所であることの重要性を再認識していただきたいと思います。また、市からの積極的な情報提供や市の魅力のPRにも力を入れていただきたい。

④総合的視野の必要性

審議会の中では様々な施策が相互に関連していること、横断的・総合的な発想での政策、施策形成が必要であることを実感しました。

少子高齢化や人口減少期の到来が市民生活や行政運営にどのような影響を及ぼすのか、さまざまな時代の潮流を的確に把握し中長期的な視点での認識を深めるとともに、職員は、それぞれの担当する業務に限らず、行政全般の横断的で総合的な広い視野を個々の職員が持つとともに社会経済状況の動向等、市民ニーズに常にアンテナを張ることも必要です。

⑤職務の目的意識

法や制度にあるから職務を行うというのではなく、それらのねらいや目的を把握し、それを達成するために何が必要であるのか、どうすればよいのか、どうあればいいのかを考えるとといった視点を常に持って、国の縦割りを受けた受動的なセクショナリズムに陥ることなく、市民が本当に必要とするサービスの向上であることを忘れず、「Plan-Do-Check-Action」に取り組んでいただきたい。

⑥現場からの発案

国が定めた業務をこなすことが自治体に求められた時代は過ぎ去りました。

富田林市が自らの判断で政策を作り上げるとともに、柔軟な思考と自由なアイデアの発露を促す組織の再構築が求められています。指揮命令、意思伝達系統だけではない活気ある組織と、職員のやる気を育てる組織づくりを進めていただきたい。

《総合計画審議会》

1. 総合計画審議会（平成17年4月～平成19年2月）
構成 市議会議員 9名、学識経験者 5名、市民 10名 計24名
会議 24回開催 別に作業部会を4回開催
平成18年8月7日 基本構想答申 平成19年2月5日 基本計画答申

《基礎調査等》

1. 富田林の未来についての小学生作文募集（平成16年10月～11月）
「わたしの住み続けたいまち 富田林」と題する作文を募集
小学校6年生を中心に1,097人の応募総数
市長に優秀作を20人の小学生が発表（平成17年2月14日）
2. 市民アンケート調査の実施（平成16年10月～12月）
18歳以上の市民7,000人に発送
回答 3,136人（44.8パーセント）
3. 市民懇談会の開催（平成16年11月～平成17年4月）
総合計画への提言を目的に、公募による市民20名で構成
12回の会議を重ね、提言書を4月に提出

《庁内》

1. 総合計画委員会（平成16年8月～平成19年2月）
助役、収入役、教育長、部長級職員で構成し、計16回開催
2. 全課ヒアリング（平成16年9月～10月）
第3次総合計画の進捗状況や残課題等の全課ヒアリングを実施
3. 基本構想職員作業部会（平成16年10月～平成17年2月）
公募職員10名と部長推薦職員10名で構成
11回の会議を重ね、課題や重点施策の検討を行なう。

策定経過概要< 2 >

| | |
|------------------------|--------------------------|
| 平成16年 8月23日 | 総合計画委員会（第1回） |
| 平成16年 9月27日 ～10月 6日 | 全課ヒアリング |
| 平成16年10月12日 ～11月12日 | 「わたしの住みたいまち 富田林」小学生作文 募集 |
| 平成16年10月18日 ～12月17日 | 市民アンケート調査実施 |
| 平成16年10月27日 | 基本構想職員作業部会（第1回） |
| 11月 4日 | 基本構想職員作業部会（第2回） |
| 11月11日 | 基本構想職員作業部会（第3回） |
| 11月19日 | 基本構想職員作業部会（第4回） |
| 11月24日 | 市民懇談会（第1回全体会） |
| 11月26日 | 基本構想職員作業部会（第5回） |
| 11月29日 | 第4次総合計画の情報を市のウェブサイト開設 |
| 12月 3日 | 基本構想職員作業部会（第6回） |
| 12月 8日 | 市民懇談会（第2回全体会） |
| 12月23日 | 市民懇談会（第3回全体会） |
| 平成17年 1月19日 | 市民懇談会（第4回全体会） |
| 1月20日 | 基本構想職員作業部会（第7回） |
| 1月24日 | 市民懇談会（第5回全体会） |
| 1月26日 | 基本構想職員作業部会（第8回） |
| 1月31日 | 市民懇談会（グループ1個別討議） |
| 2月 2日 | 市民懇談会（第6回全体会） |
| 2月 3日 | 基本構想職員作業部会（第9回） |
| 2月 6日 | 市民懇談会（グループ1個別討議） |
| 2月 9日 | 基本構想職員作業部会（第10回） |
| 2月14日 | 小学生の優秀作文発表 |
| 2月16日 | 市民懇談会（第7回全体会・職員作業部会との交流） |
| 2月17日 | 基本構想職員作業部会（第11回） |
| 2月18日 | 市民懇談会（第8回全体会） |
| 2月21日 | 市民懇談会（グループ2個別討議） |
| 2月24日 | 市民懇談会（グループ代表討議） |
| 3月 2日 | 市民懇談会（第9回全体会） |
| 3月 7日 | 市民懇談会（第10回全体会） |
| 3月16日 | 市民懇談会（第11回全体会） |
| 3月18日 | 市民懇談会（第12回全体会） |
| 4月14日 | 市長に市民懇談会提言書を提出 |
| 4月19日 | 総合計画委員会（第2回） |
| 4月26日 | 総合計画審議会（第1回） |
| 5月26日 | 総合計画審議会（第2回） |
| 6月14日 | 総合計画委員会（第3回） |
| 6月27日 | 総合計画審議会（第3回） |
| 7月19日 | 総合計画委員会（第4回） |

| | | |
|-------|--------------|------------------|
| 平成17年 | 7月28日 | 総合計画審議会(第4回) |
| | 8月16日 | 総合計画委員会(第5回) |
| | 8月29日 | 総合計画審議会(第5回) |
| | 9月20日 | 総合計画委員会(第6回) |
| | 10月3日 | 総合計画審議会(第6回) |
| | 10月21日 | 総合計画委員会(第7回) |
| | 10月31日 | 総合計画審議会(第7回) |
| | 12月13日 | 総合計画委員会(第8回) |
| | 12月22日 | 総合計画審議会(第8回) |
| 平成18年 | 1月20日 | 総合計画委員会(第9回) |
| | 2月1日 | 総合計画審議会(第9回) |
| | 2月22日 | 総合計画審議会(第10回) |
| | 3月30日 | 総合計画審議会(第11回) |
| | 4月6日 | 総合計画委員会(第10回) |
| | 4月19日 | 総合計画委員会(第11回) |
| | 4月28日 | 総合計画審議会(第12回) |
| | 5月23日 | 総合計画委員会(第12回) |
| | 5月30日 | 総合計画審議会(第13回) |
| | 6月20日 | 総合計画委員会(第13回) |
| | 6月27日 | 総合計画審議会(第14回) |
| | 7月1日 ～19日 | 基本構想案への意見募集 |
| | 7月6日 | 総合計画委員会(第14回) |
| | 7月19日 | 総合計画委員会(第15回) |
| | 7月31日 | 総合計画審議会(第15回) |
| | 8月7日 | 市長に基本構想を答申 |
| | 8月7日 | 総合計画審議会(第16回) |
| | 8月21日 | 総合計画審議会(第17回) |
| | 8月24日 | 総合計画審議会(第18回) |
| | 9月28日 | 総合計画審議会(第19回) |
| | 9月29日 | 基本構想を市議会で議決 |
| | 10月5日 | 総合計画審議会(第20回) |
| | 10月31日 | 総合計画審議会(第21回) |
| | 11月14日 | 総合計画審議会作業部会(第1回) |
| | 11月16日 | 総合計画審議会(第22回) |
| | 11月24日 | 総合計画審議会作業部会(第2回) |
| | 11月30日 | 総合計画審議会作業部会(第3回) |
| | 12月8日 | 総合計画審議会作業部会(第4回) |
| | 12月13日 | 総合計画委員会(第16回) |
| | 12月21日 | 総合計画審議会(第23回) |
| 平成19年 | 1月17日 | 総合計画審議会(第24回) |
| | 2月5日 | 市長に基本計画を答申 |

総合計画審議会委員

| 区 分 | 氏 名 | 所 属 等 | 備 考 |
|-----------------|-----------|-------------------|-------|
| 〔1号委員〕 市議会議員 | 辰 巳 真 司 | 市議会議員 | |
| | 尾 崎 哲 哉 | 市議会議員 | |
| | 沖 利 男 | 市議会議員 | |
| | 山 本 剛 史 | 市議会議員 | |
| | 司 やよい | 市議会議員 | |
| | 上 原 幸 子 | 市議会議員 | |
| | 京 谷 精 久 | 市議会議員 | |
| 〔2号委員〕 学識経験者 | 阪 野 拓 也 | 千里北センター（株）代表取締役社長 | |
| | 次 田 健 作 | 大阪大谷大学教授 | |
| | 森 口 英 世 | 富田林医師会会長 | |
| | 吉 川 耕 司 | 大阪産業大学教授 | 会 長 |
| 〔3号委員〕 市 民 | 大 西 美 苗 | 富田林市婦人団体連絡協議会会長 | |
| | 岸 本 吉 夫 | 大阪南農業協同組合常務理事 | |
| | 金 谷 一 彦 | 富田林商工会会長 | |
| | 黒 川 田 鶴 子 | 民生・児童委員協議会副会長 | |
| | 西 野 健 | 富田林市体育協会会長 | 副 会 長 |
| | 前 川 仁 三 夫 | 市民懇談会副会長 | |
| | 三 嶋 定 雄 | 富田林市町総代会会長 | |
| | 山 内 庸 行 | 市民懇談会会長 | |
| | 湯 口 香 津 子 | 東公民館クラブ連絡会会長 | |
| 〔4号委員〕 職 員 | 花 岡 義 弘 | 助役 | |
| | 吉 川 佳 男 | 助役 | |

総合計画審議会前委員

- 1号委員 武本博幸、奥田良久、左近憲一、今道隆男、來山利夫、壺井久雄、鳴川博
- 2号委員 中内正海
- 3号委員 置田勝二、金田建志

昭和43年7月17日 規則第10号

最近改正平成17年3月16日 規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和38年富田林市条例第19号)第3条の規定に基づき、富田林市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、次の各号にかかげる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員 9人
- (2) 学識経験を有する者 5人
- (3) 市民 10人
- (4) 市の職員 2人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第1号及び第4号にかかげる者に該当するものとして委嘱又は任命された委員が当該各号にかかげる職を失った場合には、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選による。

(参与及び幹事)

第8条 総合計画に関する事務に参画させるため、審議会に参与及び幹事を置くことができる。

2 参与は、会長の命を受けてその所掌する事務を行い、幹事は、参与を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合計画担当課で行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が定める。

附則 (略)